山形県警察の施策を示す規程等に関する公文書 (概要)

所 管 課	生活安全部人身安全少年課
施行年月日	令和6年4月12日
文書番号	一般(人少)第95号
公文書名	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施 に際しての留意事項について
概要	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置については、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」(令和5年8月10日付け一般(人少、刑企、捜一)第180号)により実施しているところ、同措置の実施に際しての留意すべき事項として 所在の確認及び面談の実施方法等 再犯防止措置対象者に係る情報の活用 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置 登録の解除 等を示し、再犯防止に向けた措置が適正に行われるように指示するもの。